

備南水道企業団入札契約制度改正

令和7年4月24日

備南水道企業団の入札契約制度について、次のとおり改正します。

1 受注制限の緩和について

(1) 改正内容

建設工事における受注制限について、次のとおり改正します。

【現 行】

予定価格1億5千万円以上の工事においては、同一年度内に備南水道企業団が発注する
予定価格1億5千万円以上の工事を3件以上落札していないこと。

【改正後】

予定価格2億円以上の工事においては、同一年度内に備南水道企業団が発注する予定価
格2億円以上の工事を3件以上落札していないこと。

(2) 施行年月日

令和7年4月24日以降の入札公告分から

2 現場代理人の兼任要件の緩和について

(1) 改正内容

現場代理人の兼任要件について、次のとおり改正します。

【現 行】

現場代理人は、他の工事の技術者等（主任技術者、監理技術者、配水管技能者及び水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会修了者）を兼任することはできません。

【改正後】

次の全ての要件を満たしている場合、現場代理人は他の工事の現場代理人又は技術者等（非専任工事の技術者等に限る。）を兼任することができます。

ア 公共工事であること。

イ 兼任することとなる工事（工事場所が倉敷市内又は早島町内であること。ただし、

備南水道企業団が発注する工事は工事場所は問わない。)の件数が3件以内であること。

ウ 兼任することとなる工事の当初請負金額(建築一式工事の場合は当初請負金額の2分の1)の合計が4,000万円未満であること。

エ 発注者との連絡体制が確保されていること。

オ 兼任する工事現場のいずれかに必ず常駐していること。

カ 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営及び取締りに支障を生じさせないこと。

※一人の技術者が同一現場の現場代理人と技術者等を兼ねている場合も、上記条件を満たせば兼任が可能です。

(2) 施行年月日

令和7年4月24日から